

会 議 録

会議の名称	令和3年第3回本庄市国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和3年11月10日(水)	午後1時30分から 午後1時54分まで
開催場所	本庄市保健センター研修室	
出席者	被保険者代表	古杉 茂、五十嵐 義雄、新井 千奈美
	保険医又は保険薬剤師代表	中村 哲哉、石原 博史
	公益代表	柿沼 光男、小暮 純一、境野 広明、根岸 誠
	被用者保険等 保険者代表	松村 康之、加山 勤、栗島 忠志
	市職員	丸山 仁(収納課長)
	事務局	星野 政洋(保険課長)、齊藤 理恵(保険課長補佐兼国保係長)
欠席者	森田 孝、小林 利江(以上被保険者代表)、関根 正幸、松本 直樹、林 勇毅(以上保険医又は保険薬剤師代表)、岩崎 信裕(公益代表)	
議 題 (次 第)	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 本庄市国民健康保険条例の一部改正について (2) 令和3年度国民健康保険特別会計12月補正予算について 4 その他 5 閉会	
配付資料	・会議次第 ・資料1 本庄市国民健康保険条例新旧対照表 ・資料2 令和3年度国民健康保険特別会計予算総括表(12月補正案)	
その他特記事項	傍聴人：無	
主 管 課	保健部保険課	

会 議 の 経 過	
発言者	発言内容・決定事項等
保険課長補佐	1 開会
会長	2 あいさつ 【会長あいさつ】
保険課長補佐	【本協議会成立の報告】 【傍聴人の有無の報告】 【配付資料の確認】
保険課長補佐	3 議事 【会長に議事の進行を委任】
議長	それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 議事（１）「本庄市国民健康保険条例の一部改正について」を、事務局より説明願います。
保険課長	それでは、議事（１）について御説明申し上げます。 【資料１に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	ありがとうございました。 それでは、議事（１）について、御質疑等を頂きたいと思えます。 【特になし】 特にないようですので、議事（１）については、原案のとおり決定することに御異議はございませんか。 【なし、の声】 御異議がございませんので、議事（１）については、原案のとおり決定しました。 次に、議事（２）「令和３年度国民健康保険特別会計１２月補正予算について」を、事務局より説明願います。
保険課長	それでは、議事（２）について御説明申し上げます。 【資料２に基づき説明】 説明は、以上でございます。
議長	ありがとうございました。 今日は収納課長がお見えですので、令和３年度のここまでの収納状況を御説明いただきたいと思えます。
収納課長	１０月末の数字が確定しておりませんので、令和３年度９月末の国民健康保険税の収納率を報告させていただきます。 まず、現年度分は３８．７４パーセントで、前年度比０．７２ポイントのプラスでした。過年度分は１７．０８パーセントで、前年度比０．４７ポイントのマイナスとなっています。現年度分と過年度分の合計の収納率は３５．８０パーセントとなり、前年度比で１．０７ポイントのプラスとなっ

	<p>ています。</p> <p>なお、令和3年度についても、県交付金の交付基準として設定されております目標収納率である現年度分93パーセントと過年度分22パーセントを達成できるように努めてまいりますので、御理解を頂きたいと思ひます。収納課からは以上です。</p>
議長	<p>令和3年度の保険税の収納率も確実にアップしているということで、是非とも目標収納率を達成していただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、議事(2)について、御質疑等はござひますか。</p> <p>遠慮なく、どんなことでも結構です。</p>
松村委員	<p>協会けんぽでは、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の申請が増加傾向にあります。前回の8月の会議のときには、本庄市では申請が2件出ているとのことでしたが、11月現在で申請の状況はどうなっているか、また、200万円の予算で足りるのかということについて教えてください。</p>
保険課長	<p>傷病手当金に係る経費は、今回は補正しておりませんが、申請状況について御説明しますと、申請が現在までに4件あり、そのうち支給済みは3件でござひます。支給額の合計は、150,897円でござひます。</p>
松村委員	<p>予算は足りるという御判断でしょうか。</p>
保険課長	<p>そのように考えております。</p>
議長	<p>申請の状況は、予想したとおりですか。</p>
保険課長	<p>先ごろの感染拡大に伴って申請が増えたと認識しております。</p>
議長	<p>議事(2)について、ほかに御質疑等はござひますか。</p> <p>【特になし】</p> <p>特にないようですので、議事(2)については、原案のとおり決定することに御異議はござひませんか。</p> <p>【なし、の声】</p> <p>御異議がござひませんので、議事(2)については、原案のとおり決定しました。</p> <p>それでは、皆さんの御協力を頂きまして本日の議事がすべて終了しましたので、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
保険課長補佐	<p>4 その他</p> <p>【事務局からの連絡(3点)】</p>
保険課長	<p>お手元に配付しました緑の封筒の中の資料を御覧ください。</p> <p>1点目は、各種冊子の配付についてでござひます。国保連合会が発行した広報誌「埼玉の国保」315号と保険課が作成した「令和2年度国民健康保険事業概況」を配付いたしました。御一読いただき、国保事業への理解をさらに深めていただきたいと思ひます。</p> <p>2点目は、マイナンバーカードの保険証利用についてでござひます。お配</p>

	<p>りしたリーフレットを御覧ください。</p> <p>マイナンバーカードの健康保険証としての利用は、3月から試験導入されておりましたが、10月20日から本格的に開始されました。患者が医療機関や薬局の受付でマイナンバーカードを保険証の代わりに提示し、専用の顔認証付きカードリーダーで読み取ると、即座に本人確認ができて待ち時間を短縮できることや、医療機関や薬局で健診結果や処方された薬の情報を閲覧できるため、正確なデータに基づいた適切な医療が受けやすくなることなどがメリットとして挙げられています。現在、対応している医療機関は一部に限られますが、徐々に増えていく予定でございます。また、利用する場合は、専用サイトなどで事前に申込みを行う必要がありますが、市では市内を12の地区に分け、順に被保険者の世帯にリーフレットを郵送するとともに、市役所及び児玉総合支所にて利用申込みの支援を実施しております。まだマイナンバーカードを取得していない方に対する支援も実施していますので、併せて御利用いただきたいと存じます。</p> <p>3点目は、新型コロナウイルス感染症関連の保険税の減免及び傷病手当金の支給についてでございます。前回の会議でも御説明申し上げましたが、昨年度に引き続き国の財政支援の対象と同様の基準により実施しております。</p> <p>まず、保険税の減免ですが、新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯、又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の事業収入等の減少が見込まれ、見込まれる減少額が前年と比べ30パーセント以上となるなどの一定の要件に該当する世帯の保険税を減免するものでございます。今年度の申請件数ですが、11月9日時点で58件となっております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の対象とはなりません。新型コロナウイルス感染症の影響により解雇や雇止めなど会社側の都合により離職した方などで、雇用保険の失業給付を受けている場合に、申告により該当者の前年の給与所得を30パーセントに減額して保険税の計算を行う「非自発的失業者に係る軽減制度」については、今年度の申請件数が11月9日時点で85件となっております。</p> <p>次に、傷病手当金の支給ですが、給与等の支払を受けている国保の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱などの症状があり感染が疑われる場合に、勤務を休みやすい環境を整えるために支給するものでございます。今年度の申請件数は、11月9日時点で4件となっております。</p> <p>事務局からの連絡事項は、以上でございます。</p>
<p>保険課長補佐</p>	<p>ほかに委員の皆様から御質問等がありましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>【特になし】</p> <p>ほかにないようですので、これで次第4その他を終了いたします。</p>

副会長	5 閉会 【閉会あいさつ】
-----	------------------

令和 5 年 11 月 29 日

会議録署名 会長 柿沼 光 男